

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南城市役所

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	81.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.7	%
全職員	62.6	%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	97.0	%
本庁課長相当職	98.8	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	103.5	%

## (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.5	%
31～35年	104.3	%
26～30年	96.6	%
21～25年	94.4	%
16～20年	94.5	%
11～15年	85.6	%
6～10年	75.2	%
1～5年	86.3	%

## 【説明欄】

■対象期間：令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

■全職員：地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項各号に規定する特別職の職員を除く全ての職員をいう。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。